

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

決断の多くは「何かを捨てて、何かを取る」ことだと思います。変化を自ら起こすことですから摩擦も生まれます。過去の成り上がりに対する自信から捨てることへの迷いも生まれます。決断のための必要な情報は現場にあります。経営者は交流会や会合に時間を割くより、現場で何が起きているかを自分の目で確かめるべきでしょう。

「人生は何かを得れば何かを失う。何かを失えば何かを得られる」と言ったのは、美輪明宏です。これを「正負の法則」と言います。宝くじやサッカーくじで何億も当選した人はその反面、失うものも大きいです。

## 私の書棚より

○だれにでも容易に手に入る製品やサービスであれば、とくに企業が存在してその提供を業とする必要はない。その提供プロセスに何らかの困難さが伴うからこそ、その困難さを解決する努力が企業の「提供プロセス」の中核になるのである。

○利益という数字は「社会からのお褒めの金額表示」あるいは「顧客満足度の指標」と考えてもいいだろう。

「経営を見る眼」  
伊丹敬之著 東洋経済新報社

## 税務アンテナ

□壁の塗り替えやクロスの張替えの費用は、建物を維持管理する上で必要であれば、材料や工法等に格段の改善がない限り、その全額が修繕費として処理できます。なお、資金的支出か修繕費か判定がつかないものは、その金額が 60 万円未満か、修理、改良の対象とした資産の前期末の取得価額の 10 % 以下であれば、修繕費として認めることとしています。

ただし、自己の使用に供するため、他から購入した固定資産について支出した金額や、現に使用していなかった固定資産について新たに使用するために支出した金額は、たとえ同程度の壁の塗り替えや張替えであっても、修繕費として処理できません。

□法人が銀行借入に際して、代表取締役を保証人にして、その代表取締役に保証料を支払った場合には、支払保証料の額のうち相当額と認められるものは、返済期間に配分して各事業年度の損金の額に算入できます。また、信用保証としての役務の提供に係る対価は、消費税が非課税とされます。

なお、受け取った保証料は、代表取締役の雑所得となり、確定申告の必要があります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 20年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 20年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年末年始につき1月5日)

31日	○ 12月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき29日)
-----	----------------------------------

今月の贈る言葉『終わってしまうものは一つもない。すべてが始まり』 by 谷川俊太郎